

令和 5(2023)年度 退職金等に関する実態調査報告書

令和 5 (2023) 年 12 月



公益財団法人
私立大学退職金財団

目 次

令和 5(2023)年度退職金等に関する実態調査の報告について	1
調査の概要	2
調査結果における用語及び表示・区分	3
調査結果	5
Q 1 教職員の当財団への登録状況	6
Q 2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合	7
Q 3 定年年齢	10
Q 4 （１）定年退職後の継続雇用制度	16
（２）継続雇用制度適用者に対する退職金	19
（３）継続雇用制度の種類	20
Q 5 高年齢者就業確保措置の対応状況	22
Q 6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間	26
Q 7 退職金の算定方法	28
Q 8 退職金の算定基礎額	30
Q 9 退職金の支給率の基準	32
（参考）令和 5(2023)年度 退職金等に関する実態調査票	35

令和 5(2023)年度退職金等に関する実態調査の報告について

本調査は、当財団の定款第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査及び研究として、全ての維持会員を対象に実施しました。平成 16(2004)年度から毎年度実施し、今年度で 20 年目となりました。

各維持会員におかれては、業務ご多忙の中にもかかわらず、例年と同じく全ての維持会員（590 会員）からご回答をいただきました。私立大学等における退職金制度等の実態や動向を把握する上での貴重な情報となりました。

維持会員の皆様には、調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度の調査は、継続して調査を行っている項目を中心に調査事項を設け、昨年度に引き続き、法改正により事業主に対し 70 歳までの就業機会を確保する努力義務が課せられたことを受け、「高年齢者就業確保措置」についてお伺いしました。

調査結果の集計に当たっては、「教員と職員」に区分するとともに、質問項目、内容により「大学法人と短大法人等」に区分しています。大学法人については、医学部又は歯学部を設置している法人と、それ以外の法人とに区分しています。

また、一部の質問項目については、地域や入学定員規模別に示しています。さらに、過去の調査結果（平成 30 年度）を表示し、比較いただけるようにしています。

なお、本調査報告書につきましては、今年度より電子ファイル（PDF 形式）のみにより報告をさせていただきます。

維持会員をはじめ、学校法人等の関係者の皆様には、本報告書をご参考、ご活用いただければ幸いです。

令和 5（2023）年 12 月

調査の概要

○ 調査目的

定款第4条第1項第2号に定める調査及び研究並びに退職資金交付事業の改善・充実

(参考) 公益財団法人私立大学退職金財団 定款(抜粋)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 省略
- (2) 学校法人が支給する退職金の適正な水準を確立するために必要な調査及び研究

○ 調査要領

【調査対象】	私立大学退職金財団の維持会員である学校法人
【調査対象数】	590 会員（令和 5(2023)年 10 月 13 日時点での全維持会員）
【調査期間】	令和 5 年 9 月 4 日～10 月 13 日
【調査項目】	35 ページ参照
【調査方法】	インターネット
【回答率】	100%
【集計単位】	維持会員数（ただし、Q1 については教職員数）

調査結果における用語及び表示・区分

○ 用語について

- (1)「維持会員」とは、私立学校法で定める大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人で、当財団に加入している学校法人を指す。本文中、グラフ及び表では「会員」と表記する。
- (2)「大学法人」とは、調査回答において「大学、大学院大学を設置している」とした学校法人とする。その中で、医学部及び歯学部を設置していない大学法人を「大学法人（医歯を除く）」と表記し、医学部又は歯学部を設置している大学法人を「大学法人（医歯）」と表記する。
また、「短大法人等」とは、調査回答において「短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学を設置していない）」とした学校法人とする。
- (3)「教員」、「職員」とは、学校法人が大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する教員又は職員として任用している者を指す。また「教職員」とは、教員と職員の双方を指す。
- (4)「退職金」とは、退職金支給規程等に基づき、教職員の退職時に一括して支払う退職一時金（金銭）を指す。
- (5)「退職給与引当金」（Q2）とは、学校法人の教職員への退職金支給に必要となる債務に対して、会計基準に従って貸借対照表の負債の部に計上した引当金（表示科目）を指す。
- (6)「退職給与引当特定資産」（Q2）とは、維持会員の令和 4(2022)年度決算における貸借対照表に記載されている退職給与引当金に対応した退職給与引当特定資産（退職給与引当特定預金又はそれに該当する科目等で退職金支給に限定されている資産全体）を指す。
- (7)「ポイント制」（Q7）とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に 1 点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金額とする制度を指す。

○ 表示・区分について

- (1) 表及びグラフ中の構成割合（パーセント）は、小数第 2 位を四捨五入しており、その合計は必ずしも 100%になるとは限らない。また、「100%」と「0%」は、小数点以下を表記していない。
- (2) グラフ中の数値は、原則として、その中で回答割合が大きいものを表記している（他の区分との比較等のため、表記することが適当であると判断したものについては、回答割合が小さくても表記している。）。

(3) 維持会員の規模区分（入学定員数）については、維持会員基本事項において回答いただいた入学定員数により、次のとおり区分している。

入学定員数	大学法人	短大法人等	合 計
100人未満	21	14	35
(100人以上) 200人未満	39	42	81
(200人以上) 300人未満	65	18	83
(300人以上) 400人未満	62	9	71
(400人以上) 500人未満	47	4	51
(500人以上) 600人未満	42		42
(600人以上) 800人未満	54		54
(800人以上) 1,000人未満	32		32
(1,000人以上) 1,500人未満	45		45
(1,500人以上) 3,000人未満	63		63
3,000人以上	33		33
合 計	503	87	590

(4) 「Q3 定年年齢」において集計している地域区分（15 頁）については、「令和 4 年版文部科学大臣所轄学校法人一覧（文部科学省 Web サイト）」の法人所在地により、次のとおり区分している。

地域区分	該当都道府県	会員数
北海道	北海道	24
東 北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	33
北関東	茨城 栃木 群馬	17
南関東	埼玉 千葉 神奈川	54
東 京	東京	146
甲信越	新潟 山梨 長野	24
北 陸	富山 石川 福井	10
東 海	岐阜 静岡 愛知 三重	63
京都・大阪	京都 大阪	76
近 畿	滋賀 兵庫 奈良 和歌山	42
中 国	鳥取 島根 岡山 広島 山口	30
四 国	徳島 香川 愛媛 高知	12
九州・沖縄	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	59

令和 5(2023)年度退職金等に関する実態調査

調 査 結 果

Q1 教職員の当財団への登録状況

維持会員である学校法人に勤務する教職員のうち、各学校法人の退職金支給規程等に基づいて退職金の支給対象となる教職員（大学、短期大学、高等専門学校、法人本部等に所属する者で、休職者を含む。高校以下に所属する者は除く。）の人数は、令和5(2023)年5月1日現在203,545人。

このうち、当財団に登録している教職員数は132,406人だった。

グラフ Q1 教職員の当財団への登録状況（教職員の人数）

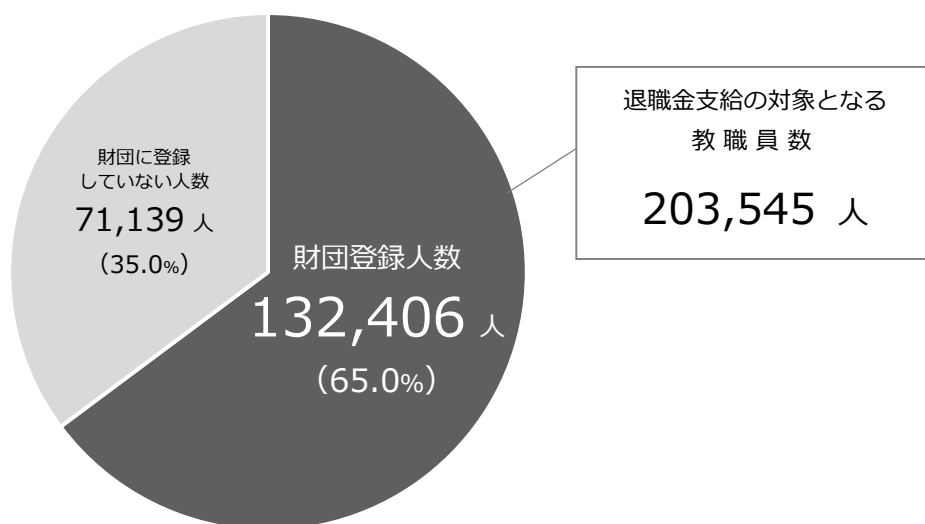


表 Q1 教職員の当財団への登録状況

区 分		教 員		職 員		教職員合計	
		人 数	登録割合	人 数	登録割合	人 数	登録割合
大学法人 (医歯を除く)	退職金支給対象者数	58,147	95.1%	39,139	93.1%	97,286	94.3%
	財団登録者数	55,303		36,444		91,747	
大学法人 (医歯)	退職金支給対象者数	30,494	70.6%	73,144	22.8%	103,638	36.9%
	財団登録者数	21,544		16,661		38,205	
短大法人等	退職金支給対象者数	1,469	95.3%	1,152	91.5%	2,621	93.6%
	財団登録者数	1,400		1,054		2,454	
合 計	退職金支給対象者数	90,110	86.8%	113,435	47.7%	203,545	65.0%
	財団登録者数	78,247		54,159		132,406	

(注)「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)の施行に伴い、令和5(2023)年4月1日以降、非正規職員を退職金支給の対象とした場合、当該非正規職員は退職金を支給する対象となる教職員から除外している。

Q2 退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合

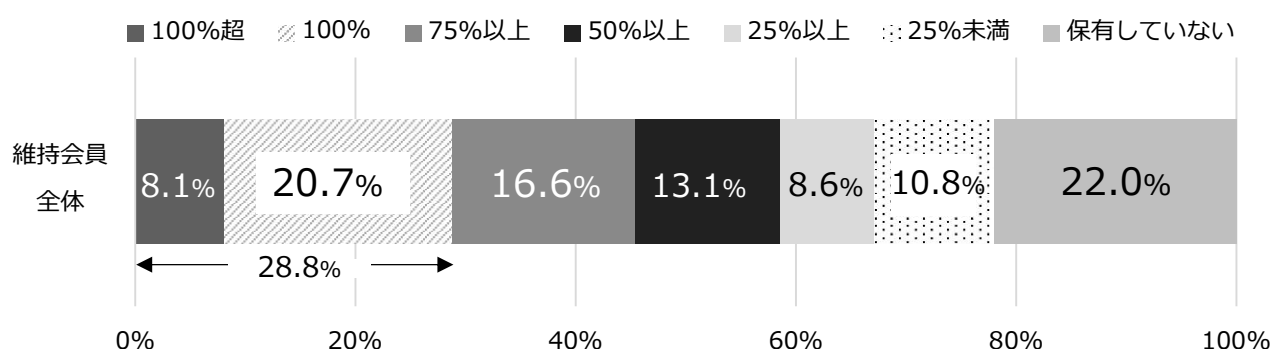
令和 4(2022)年度決算における退職給与引当金に対する退職給与引当特定資産の保有割合は、100%以上保有している会員は 170 会員（28.8%）で、昨年度より 3 会員減少した。

保有していない会員は、130 会員（22.0%）で、昨年度から増減はなかった。

入学定員規模が 300 人未満の会員では、約 5 割の会員が保有割合 25%未満で、3 割以上の会員が保有していないとの回答だった。また、100 人未満の会員では保有していない会員が 4 割を超えている。

一方で、3,000 人以上の会員では 100%以上保有している会員が 4 割を超えている。

グラフ Q2-1 退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）



グラフ Q2-2 学校法人種別ごとの退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）

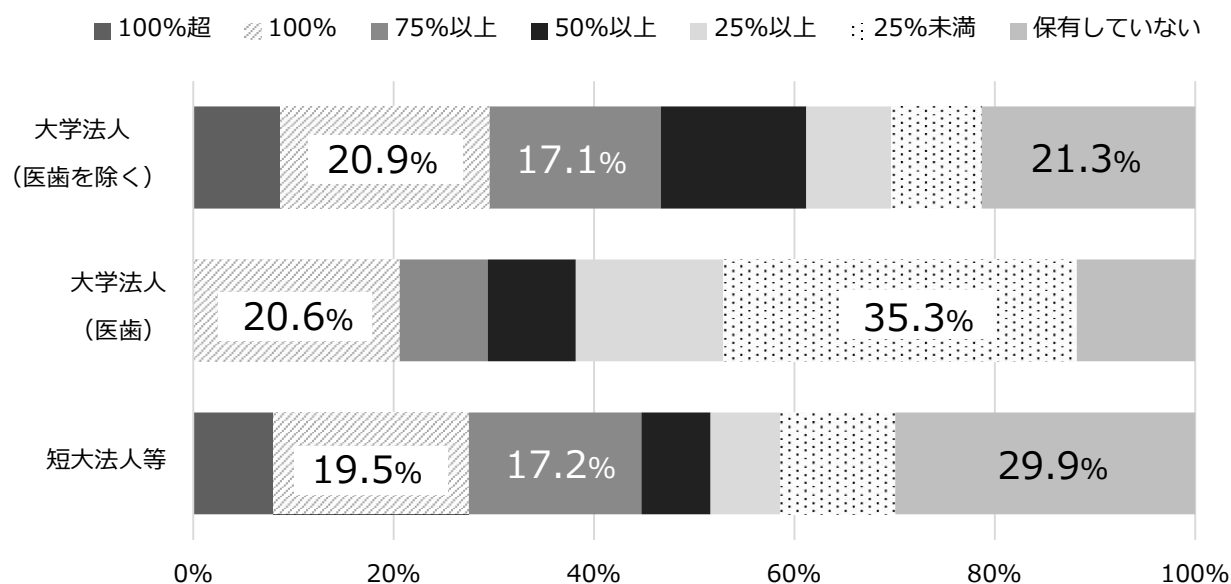


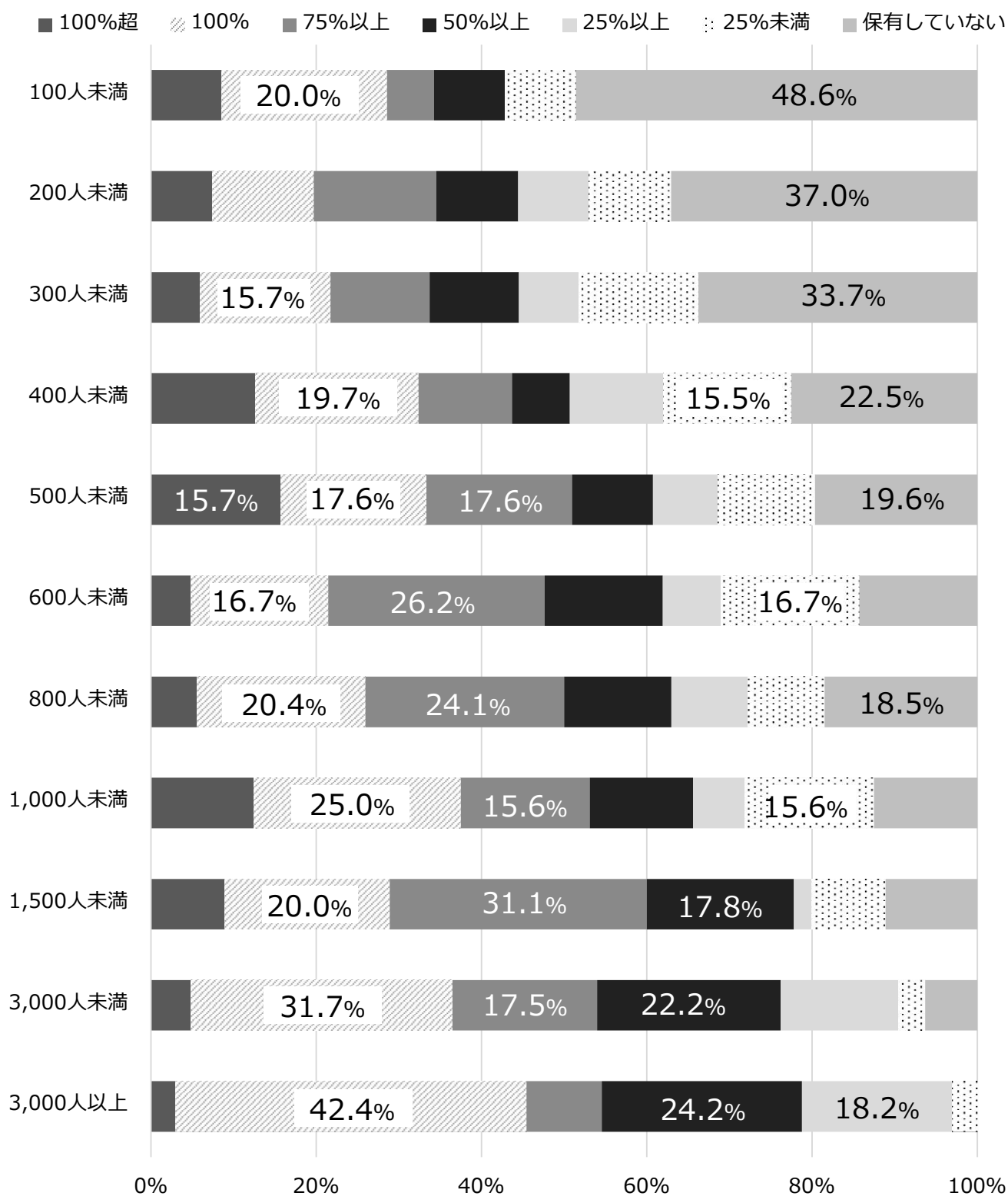
表 Q2 退職給与引当特定資産の保有割合

令和5(2023)年度				
保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	41 (8.7%)	0 (0%)	7 (8.0%)	48 (8.1%)
100%	98 (20.9%)	7 (20.6%)	17 (19.5%)	122 (20.7%)
75%以上	80 (17.1%)	3 (8.8%)	15 (17.2%)	98 (16.6%)
50%以上	68 (14.5%)	3 (8.8%)	6 (6.9%)	77 (13.1%)
25%以上	40 (8.5%)	5 (14.7%)	6 (6.9%)	51 (8.6%)
25%未満	42 (9.0%)	12 (35.3%)	10 (11.5%)	64 (10.8%)
保有していない	100 (21.3%)	4 (11.8%)	26 (29.9%)	130 (22.0%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

(参考) 平成 30(2018)年度調査結果

保有割合	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
100%超	38 (8.2%)	3 (8.8%)	10 (10.2%)	51 (8.5%)
100%	95 (20.4%)	6 (17.6%)	18 (18.4%)	119 (19.9%)
75%以上	82 (17.6%)	1 (2.9%)	13 (13.3%)	96 (16.1%)
50%以上	61 (13.1%)	3 (8.8%)	7 (7.1%)	71 (11.9%)
25%以上	51 (11.0%)	5 (14.7%)	10 (10.2%)	66 (11.1%)
25%未満	47 (10.1%)	12 (35.3%)	10 (10.2%)	69 (11.6%)
保有していない	91 (19.6%)	4 (11.8%)	30 (30.6%)	125 (20.9%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

グラフ Q2-3 入学定員規模別の退職給与引当特定資産の保有割合（会員数の割合）



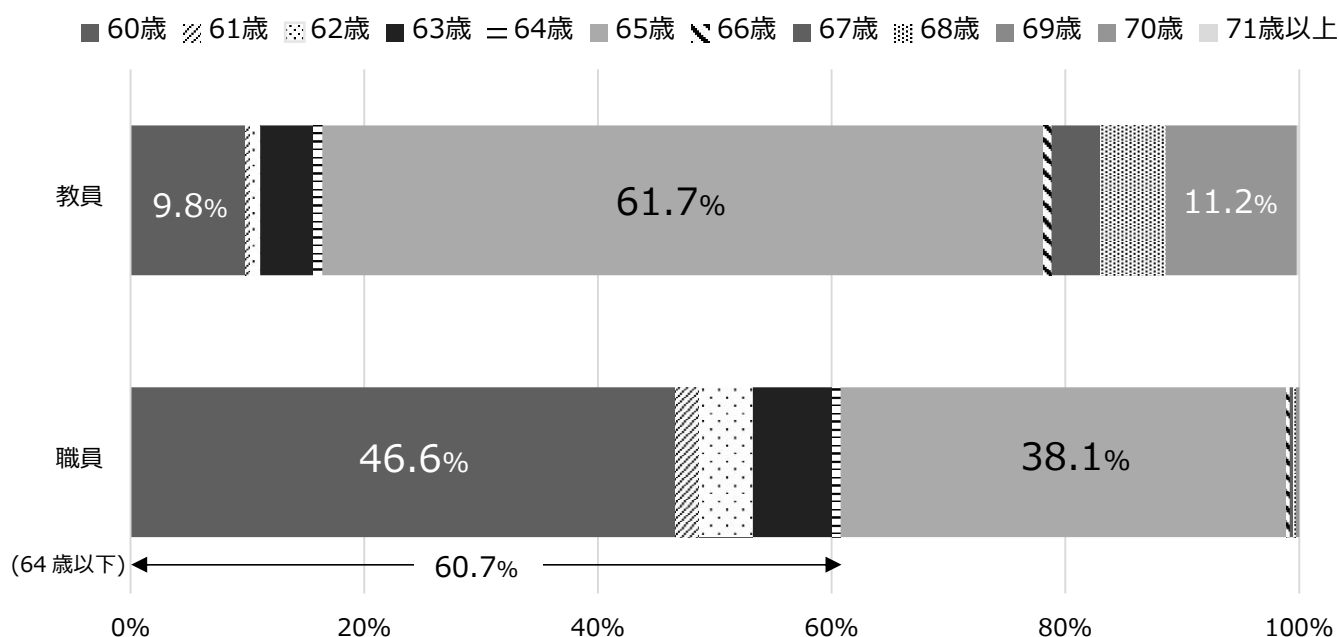
Q3 定年年齢

教職員の定年年齢は、維持会員全体で見ると、教員では「65 歳」が 364 会員（61.7%）で最も多く、次いで多いのが「70 歳」の 66 会員（11.2%）だった。職員では「60 歳」が 275 会員（46.6%）で最も多く、次いで「65 歳」で 225 会員（38.1%）だった。また、職員では、60.7%の維持会員（358 会員）が 64 歳以下だった。

5 年前（平成 30 年度）の割合と比較すると、教員では「60 歳」と「70 歳」がやや減少し、「65 歳」がやや増加している。職員では「60 歳」が減少し、「61 歳」と「65 歳」が増加している。

入学定員規模別で見ると、教職員ともに規模の大きい会員が、高い定年年齢の割合が多い傾向にあった。

グラフ Q3-1 定年年齢（会員数の割合）



(注) 教員では「69 歳」と回答した会員、職員では「69 歳」、「71 歳以上」と回答した会員はなかった。

グラフ Q3-2 学校法人種別ごとの定年年齢（会員数の割合）

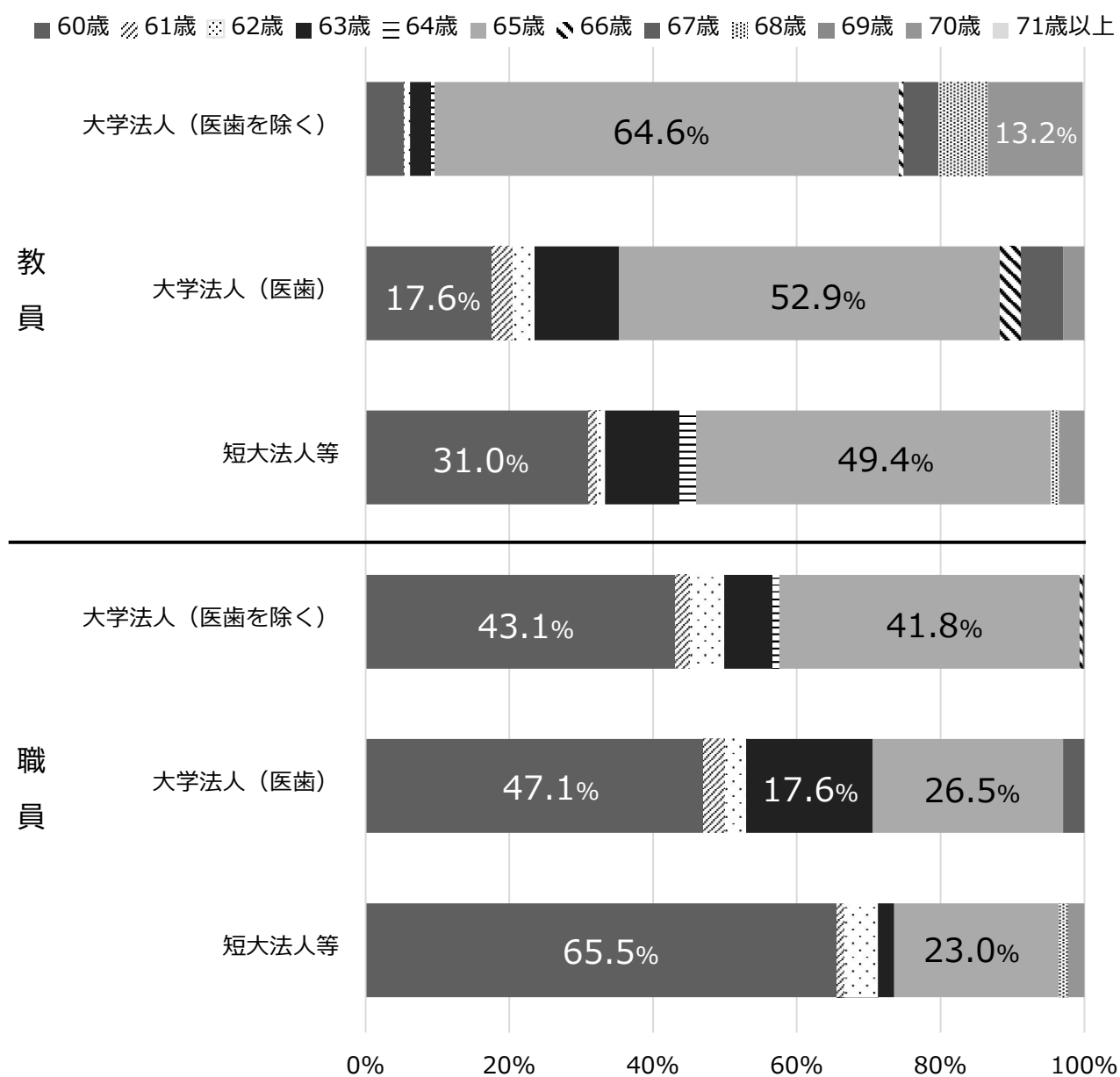


表 Q3 定年年齢

【教 員】

定年年齢	令和5(2023)年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	25 (5.3%)	6 (17.6%)	27 (31.0%)	58 (9.8%)
61歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	1 (1.1%)	3 (0.5%)
62歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	1 (1.1%)	5 (0.8%)
63歳	14 (3.0%)	4 (11.8%)	9 (10.3%)	27 (4.6%)
64歳	2 (0.4%)	0 (0%)	2 (2.3%)	4 (0.7%)
65歳	303 (64.6%)	18 (52.9%)	43 (49.4%)	364 (61.7%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	0 (0%)	4 (0.7%)
67歳	23 (4.9%)	2 (5.9%)	0 (0%)	25 (4.2%)
68歳	32 (6.8%)	0 (0%)	1 (1.1%)	33 (5.6%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	62 (13.2%)	1 (2.9%)	3 (3.4%)	66 (11.2%)
71歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

【職 員】

定年年齢	令和5(2023)年度			
	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	202 (43.1%)	16 (47.1%)	57 (65.5%)	275 (46.6%)
61歳	10 (2.1%)	1 (2.9%)	1 (1.1%)	12 (2.0%)
62歳	22 (4.7%)	1 (2.9%)	4 (4.6%)	27 (4.6%)
63歳	32 (6.8%)	6 (17.6%)	2 (2.3%)	40 (6.8%)
64歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
65歳	196 (41.8%)	9 (26.5%)	20 (23.0%)	225 (38.1%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	0 (0%)	2 (0.3%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.1%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	0 (0%)	0 (0%)	2 (2.3%)	2 (0.3%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

(参考) 平成 30(2018)年度調査結果

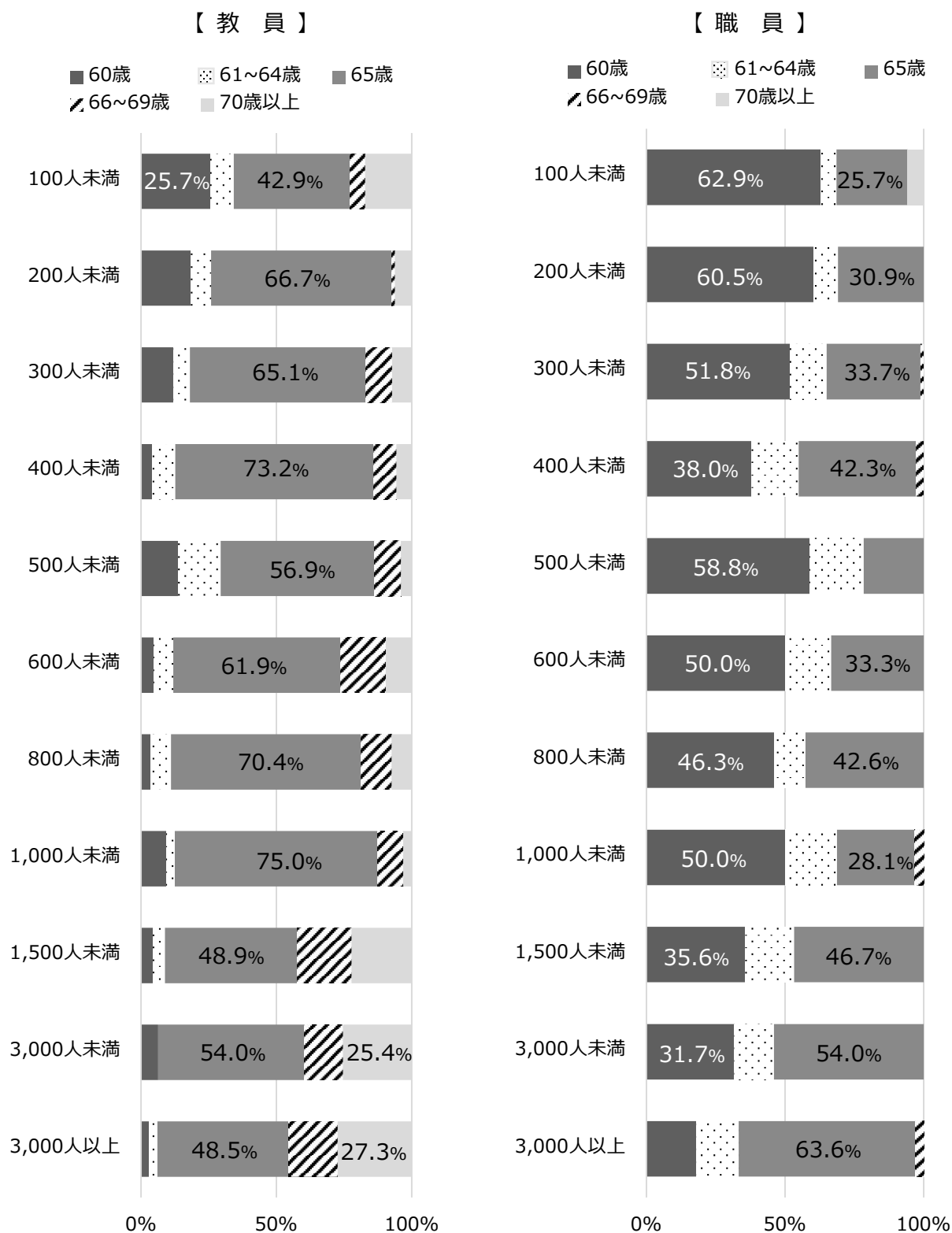
【教 員】

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	28 (6.0%)	6 (17.6%)	28 (28.6%)	62 (10.4%)
61歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
62歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	2 (2.0%)	4 (0.7%)
63歳	16 (3.4%)	3 (8.8%)	9 (9.2%)	28 (4.7%)
64歳	3 (0.6%)	0 (0%)	1 (1.0%)	4 (0.7%)
65歳	293 (63.0%)	19 (55.9%)	52 (53.1%)	364 (61.0%)
66歳	3 (0.6%)	1 (2.9%)	0 (0%)	4 (0.7%)
67歳	23 (4.9%)	2 (5.9%)	1 (1.0%)	26 (4.4%)
68歳	33 (7.1%)	0 (0%)	1 (1.0%)	34 (5.7%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	64 (13.8%)	2 (5.9%)	4 (4.1%)	70 (11.7%)
71歳以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

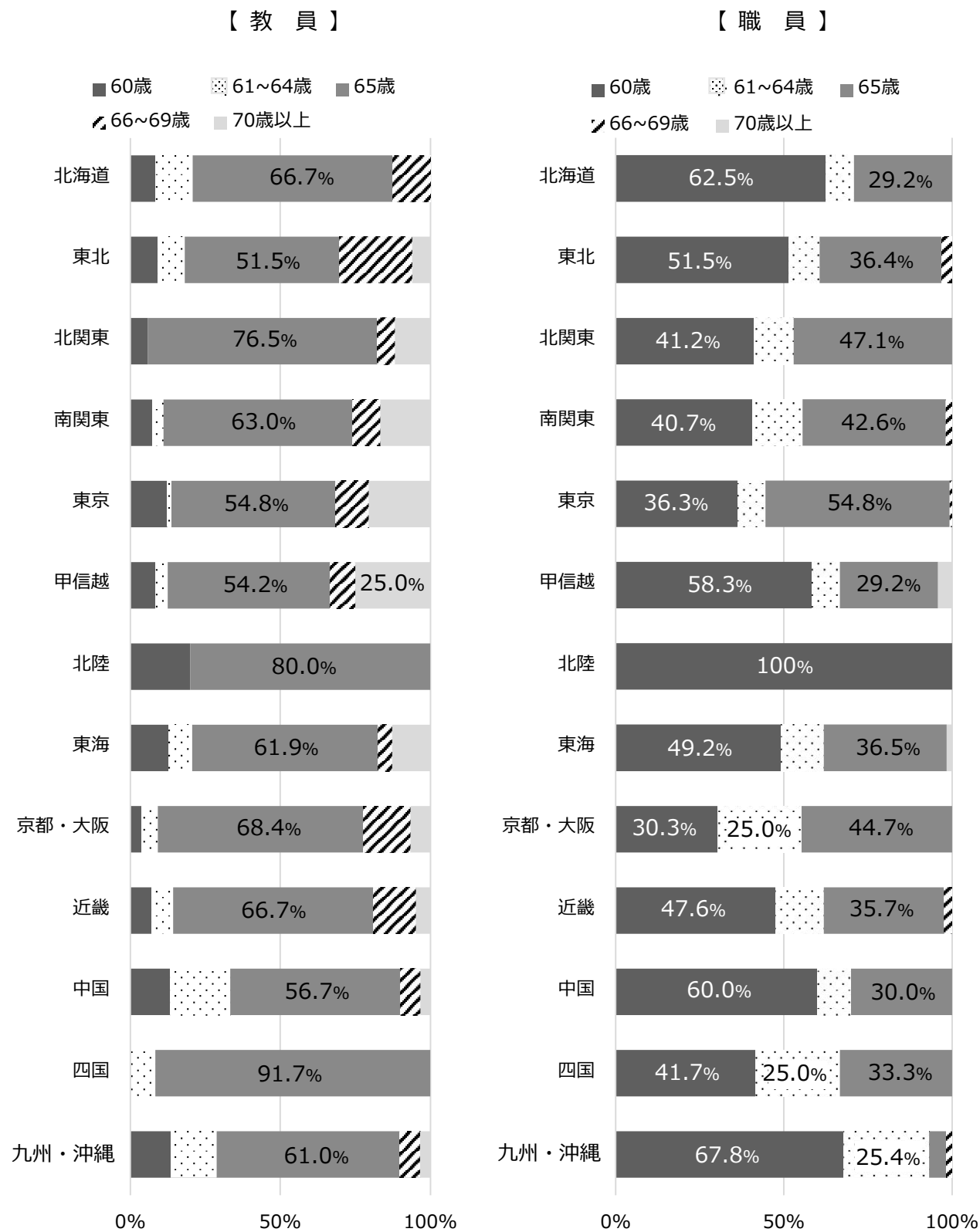
【職 員】

定年年齢	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
60歳	210 (45.2%)	17 (50.0%)	62 (63.3%)	289 (48.4%)
61歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
62歳	22 (4.7%)	1 (2.9%)	5 (5.1%)	28 (4.7%)
63歳	34 (7.3%)	6 (17.6%)	3 (3.1%)	43 (7.2%)
64歳	4 (0.9%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.7%)
65歳	187 (40.2%)	9 (26.5%)	24 (24.5%)	220 (36.9%)
66歳	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
67歳	1 (0.2%)	1 (2.9%)	1 (1.0%)	3 (0.5%)
68歳	0 (0%)	0 (0%)	1 (1.0%)	1 (0.2%)
69歳	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
70歳	1 (0.2%)	0 (0%)	2 (2.0%)	3 (0.5%)
71歳以上	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
合 計	465 (100%)	34 (100%)	98 (100%)	597 (100%)

グラフ Q3-3 入学定員規模別の教職員の定年年齢（会員数の割合）



グラフ Q3-4 地域別の定年年齢（会員数の割合）

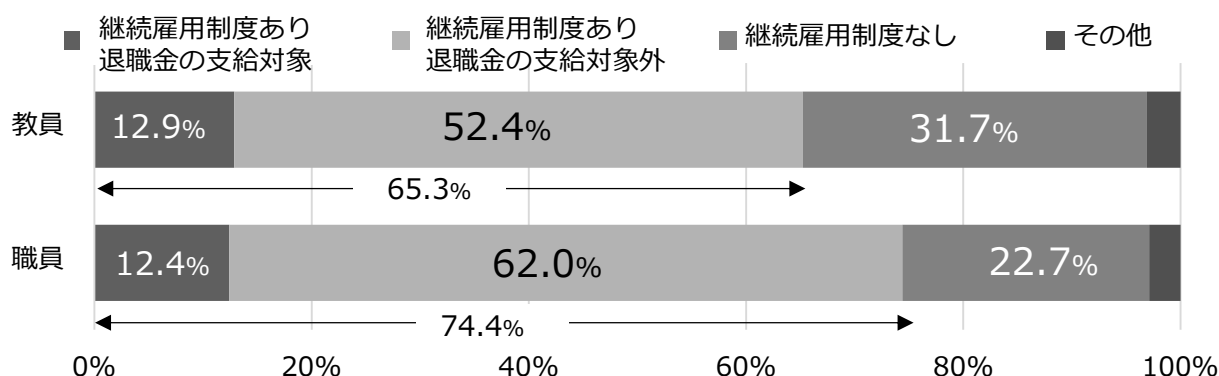


Q4（1）定年退職後の継続雇用制度

定年退職後の継続雇用制度は、継続雇用期間を退職金の支給対象としている・していないを合わせ、制度を設けている会員が教員で385会員（65.3%）、職員で439会員（74.4%）だった。継続雇用制度を設けていない会員は、教員で187会員（31.7%）、職員で134会員（22.7%）だった。

なお、「その他」の回答には、「実情に応じ学校が必要と認める者を個別契約で雇用することがある」などの回答があった。

グラフ Q4(1)-1 定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）



グラフ Q4(1)-2 学校法人種別ごとの定年退職後の継続雇用制度（会員数の割合）

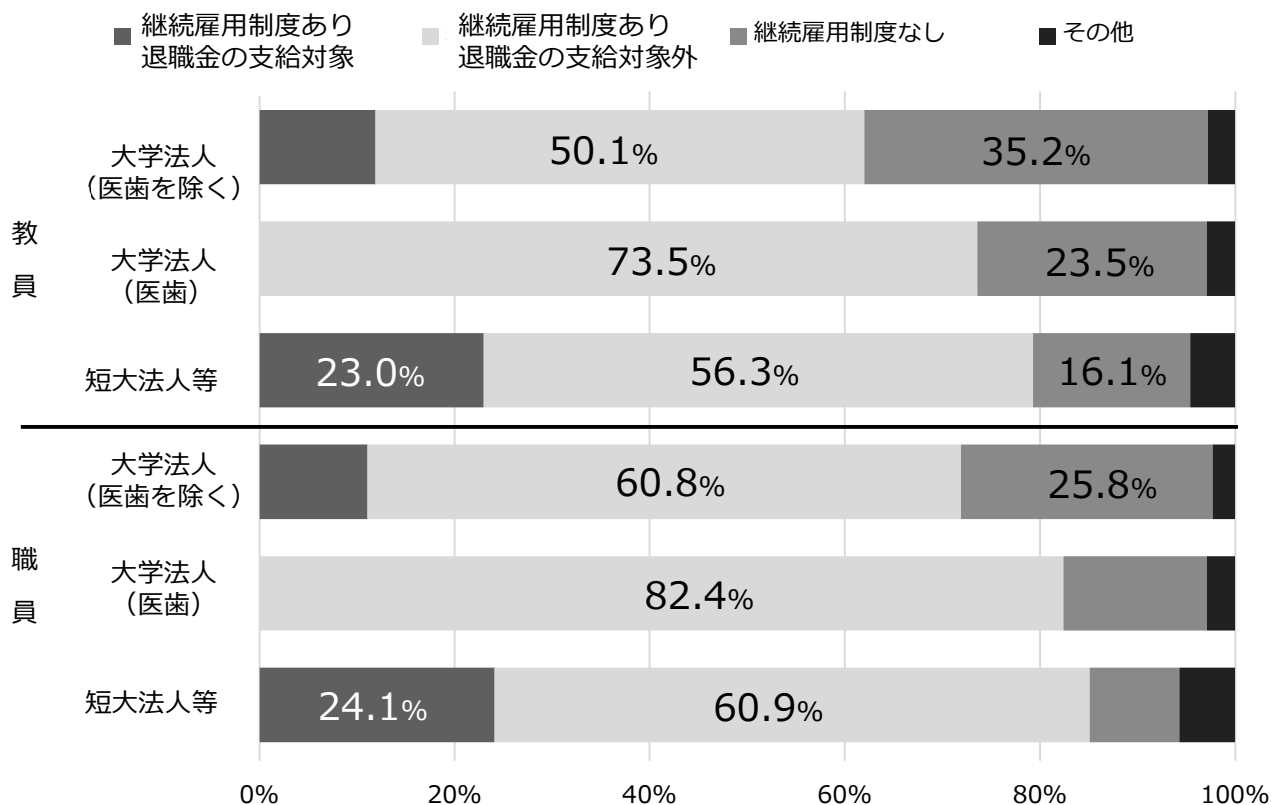


表 Q 4 (1) 定年退職後の継続雇用制度

【 教 員 】

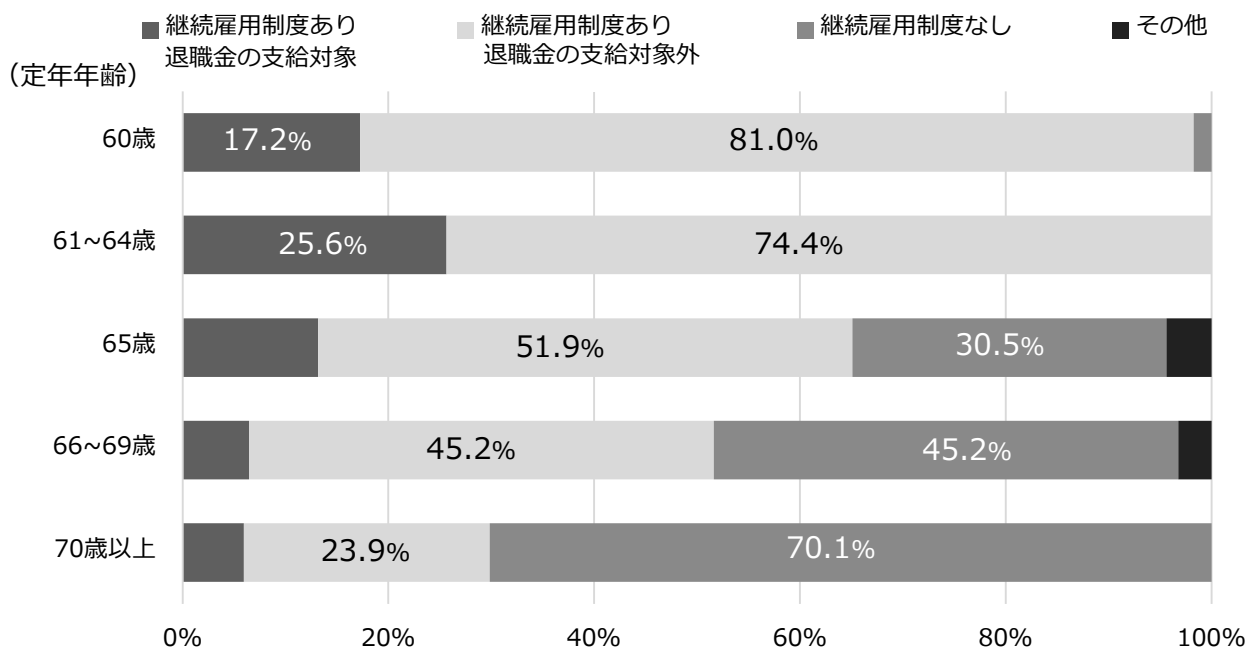
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	56 (11.9%)	0 (0%)	20 (23.0%)	76 (12.9%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	235 (50.1%)	25 (73.5%)	49 (56.3%)	309 (52.4%)
継続雇用制度なし	165 (35.2%)	8 (23.5%)	14 (16.1%)	187 (31.7%)
その他	13 (2.8%)	1 (2.9%)	4 (4.6%)	18 (3.1%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

【 職 員 】

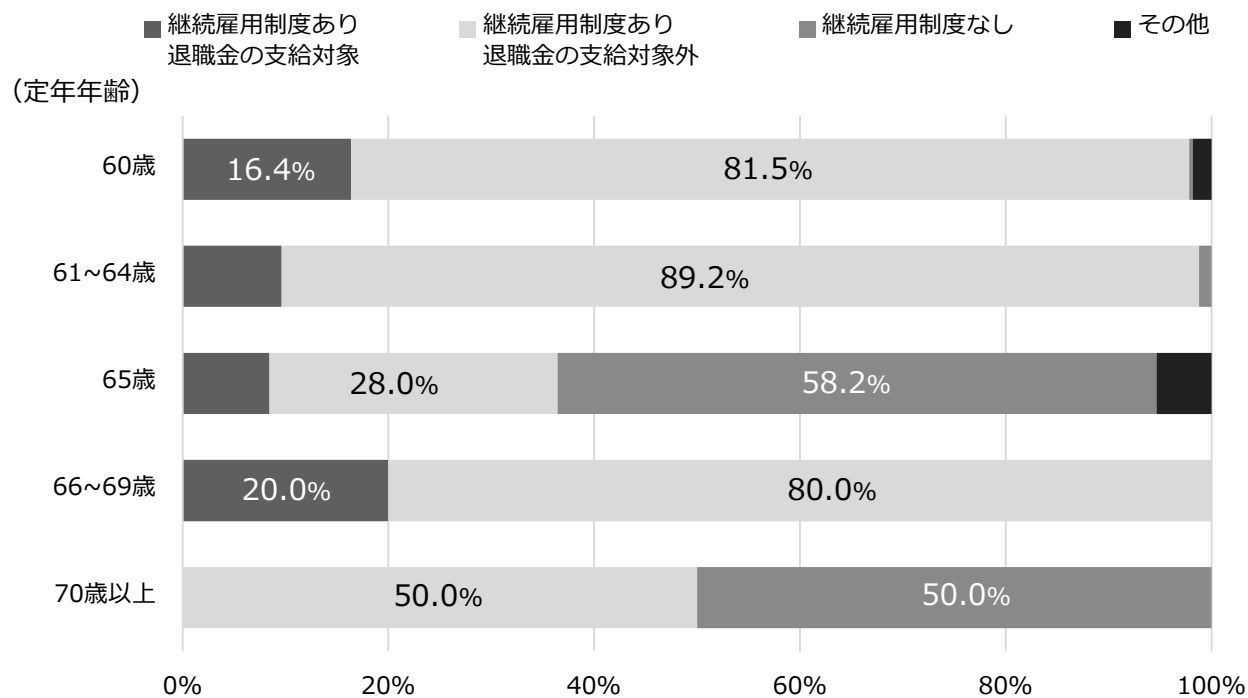
区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
継続雇用制度あり 退職金の支給対象	52 (11.1%)	0 (0%)	21 (24.1%)	73 (12.4%)
継続雇用制度あり 退職金の支給対象外	285 (60.8%)	28 (82.4%)	53 (60.9%)	366 (62.0%)
継続雇用制度なし	121 (25.8%)	5 (14.7%)	8 (9.2%)	134 (22.7%)
その他	11 (2.3%)	1 (2.9%)	5 (5.7%)	17 (2.9%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

グラフ Q 4 (1)-3 定年年齢別の継続雇用制度（会員数の割合）

【教 員】



【職 員】



Q4（2）継続雇用制度適用者に対する退職金

Q4（1）で、「継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）」と回答された会員（教員 76 会員、職員 73 会員）のうち、「採用から継続雇用期間の終了まで通算した在职期間による支給率を適用し、退職金を支給」とする会員は、教員で 16 会員（21.1%）、職員で 11 会員（15.1%）だった。

また、「継続雇用期間は在职期間を通算しない」とする会員は、教員で 51 会員（67.1%）、職員で 53 会員（72.6%）だった。

なお、「その他」の回答には、「個人ごとに異なる」、「通常の算定方法による支給額の半分を支給する」などの回答があった。

表 Q4(2) 継続雇用制度適用者に対する退職金

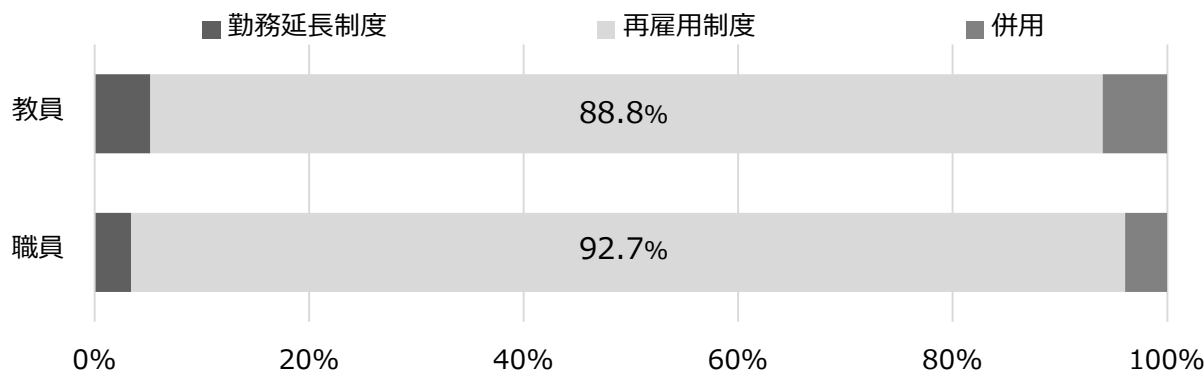
区 分	教員	職員
採用から継続雇用期間の終了まで通算した在职期間による支給率を適用し、退職金を支給	16 (21.1%)	11 (15.1%)
在職期間を通算しない	51 (67.1%)	53 (72.6%)
継続雇用期間による支給率を適用し、退職金を別途支給	45 (59.2%)	49 (67.1%)
継続雇用期間に応じた定額の退職金を別途支給	5 (6.6%)	3 (4.1%)
役割や勤務成績等を勘案し、個人別に定額の退職金を別途支給	1 (1.3%)	1 (1.4%)
その他	9 (11.8%)	9 (12.3%)
合 計	76 (100%)	73 (100%)

Q4（3）継続雇用制度の種類

Q4（1）で、継続雇用期間を退職金の支給対象としている・していないを合わせ、継続雇用制度を設けているとした会員（教員 385 会員、職員 439 会員）のうち、「勤務延長制度」を設けている会員は、教員で 20 会員（5.2%）、職員で 15 会員（3.4%）だった。一方、「再雇用制度」を設けている会員は、教員で 342 会員（88.8%）、職員で 407 会員（92.7%）だった。

「勤務延長制度と再雇用制度の併用」とした会員の各制度の適用要件は、「職位によって異なる」「本人との協議による」「理事会の判断による」などの回答があった。

グラフ Q4(3)-1 継続雇用制度の種類（会員数の割合）



グラフ Q4(3)-2 学校法人種別ごとの継続雇用制度の種類（会員数の割合）

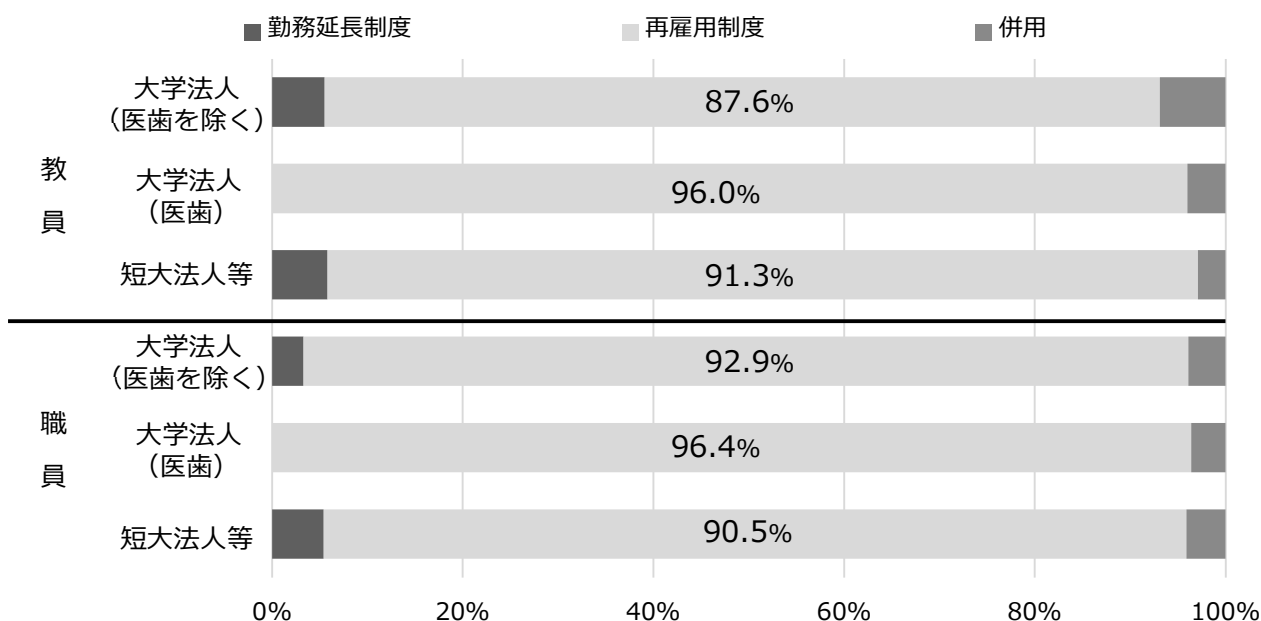


表 Q 4 (3) 継続雇用制度の種類

【教 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤務延長制度	16 (5.5%)	0 (0%)	4 (5.8%)	20 (5.2%)
再雇用制度	255 (87.6%)	24 (96.0%)	63 (91.3%)	342 (88.8%)
勤務延長制度と 再雇用制度の併用	20 (6.9%)	1 (4.0%)	2 (2.9%)	23 (6.0%)
合 計	291 (100%)	25 (100%)	69 (100%)	385 (100%)

【職 員】

区 分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合計
勤務延長制度	11 (3.3%)	0 (0%)	4 (5.4%)	15 (3.4%)
再雇用制度	313 (92.9%)	27 (96.4%)	67 (90.5%)	407 (92.7%)
勤務延長制度と 再雇用制度の併用	13 (3.9%)	1 (3.6%)	3 (4.1%)	17 (3.9%)
合 計	337 (100%)	28 (100%)	74 (100%)	439 (100%)

Q5 高年齢者就業確保措置の対応状況

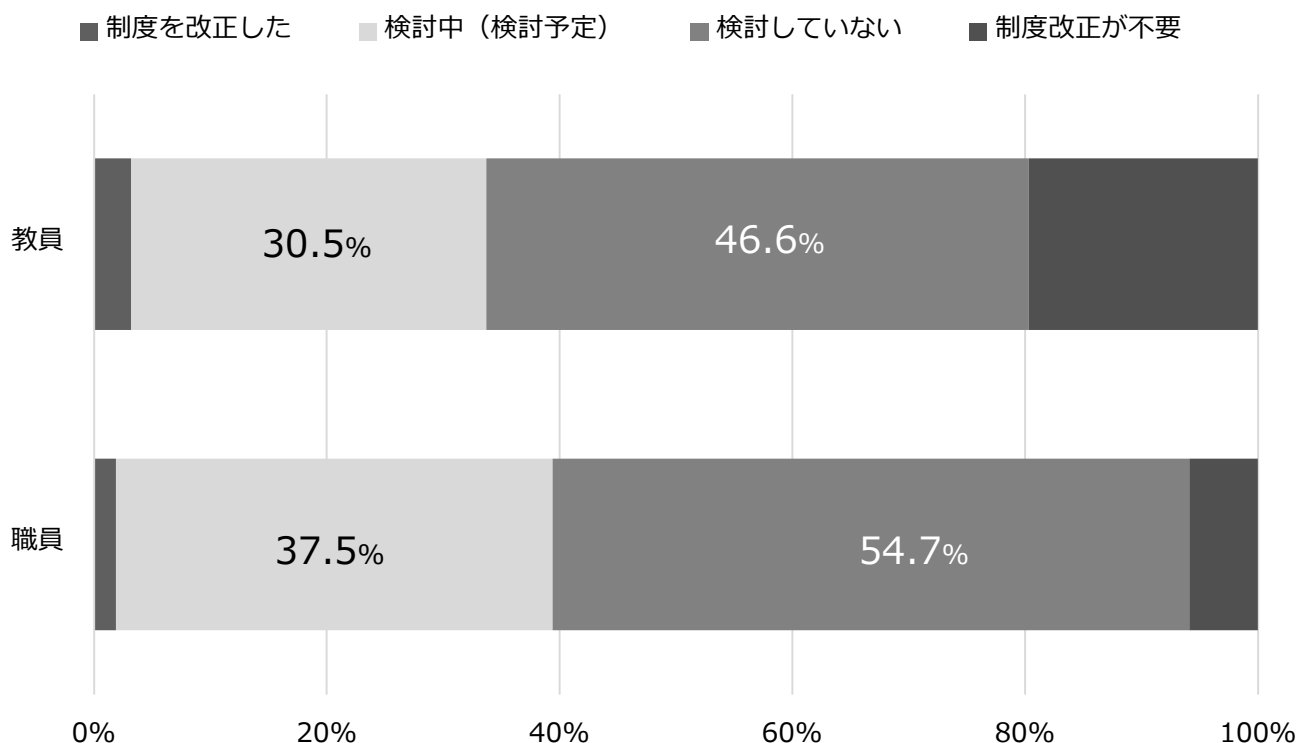
「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正を受けて、70歳までの就業確保措置としての制度改正の実施または検討状況、制度改正の具体的な内容、検討内容を調査した。

制度改正の実施または検討状況については、教職員ともに「検討していない」との回答が多く、教員では275会員（46.6%）、職員では323会員（54.7%）だった。次いで多かったのは「検討中（検討予定）」で、教員では180会員（30.5%）、職員では221会員（37.5%）だった。

「制度を改正した」とした会員からは、「再雇用制度を導入した」や「再雇用制度を改正し対象を70歳までとした」などの回答を得た。

「検討中（検討予定）」の会員は、教職員ともに「現時点では方向性が決まっていない」とする会員が多く、教員では119会員（66.1%）、職員では151会員（68.3%）であったが、「継続雇用制度の導入」とした会員が教員では42会員（23.3%）、職員では46会員（20.8%）であった。

グラフ Q5(1)-1 就業確保措置としての制度改正の実施・検討状況（会員数の割合）



グラフ Q5(1)-2 学校法人種別ごとの制度改革の実施・検討状況（会員数の割合）

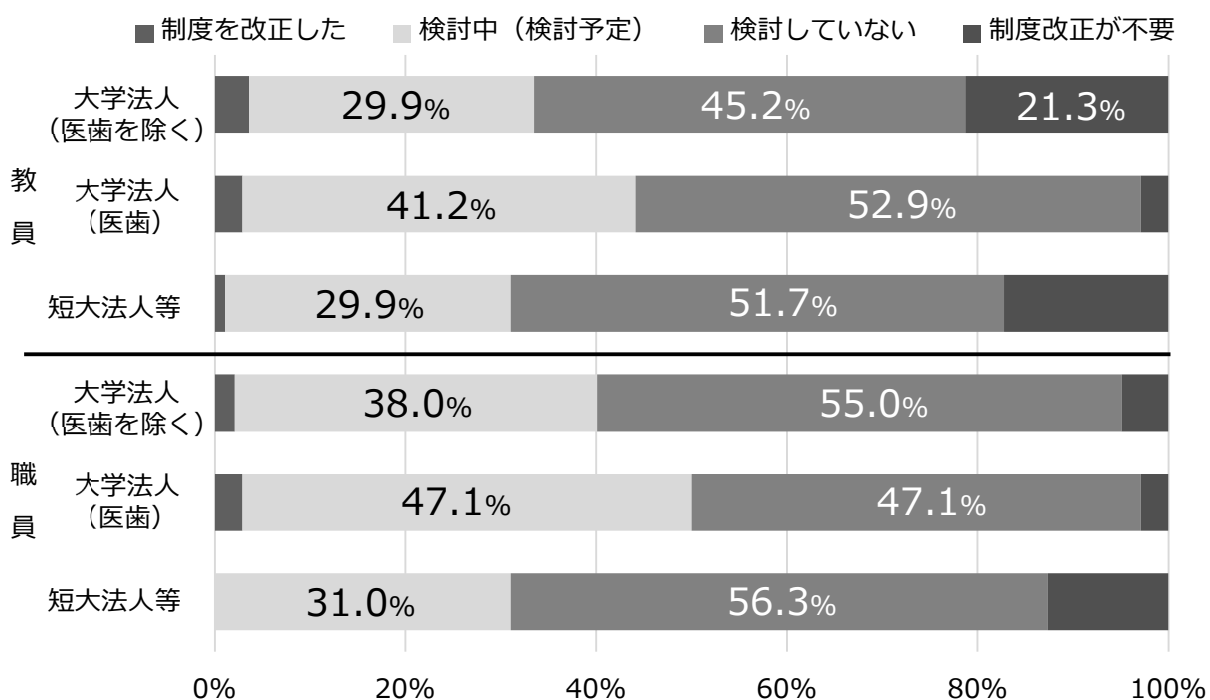


表 Q5(1) 就業確保措置としての制度改革の実施・検討状況

【教員】

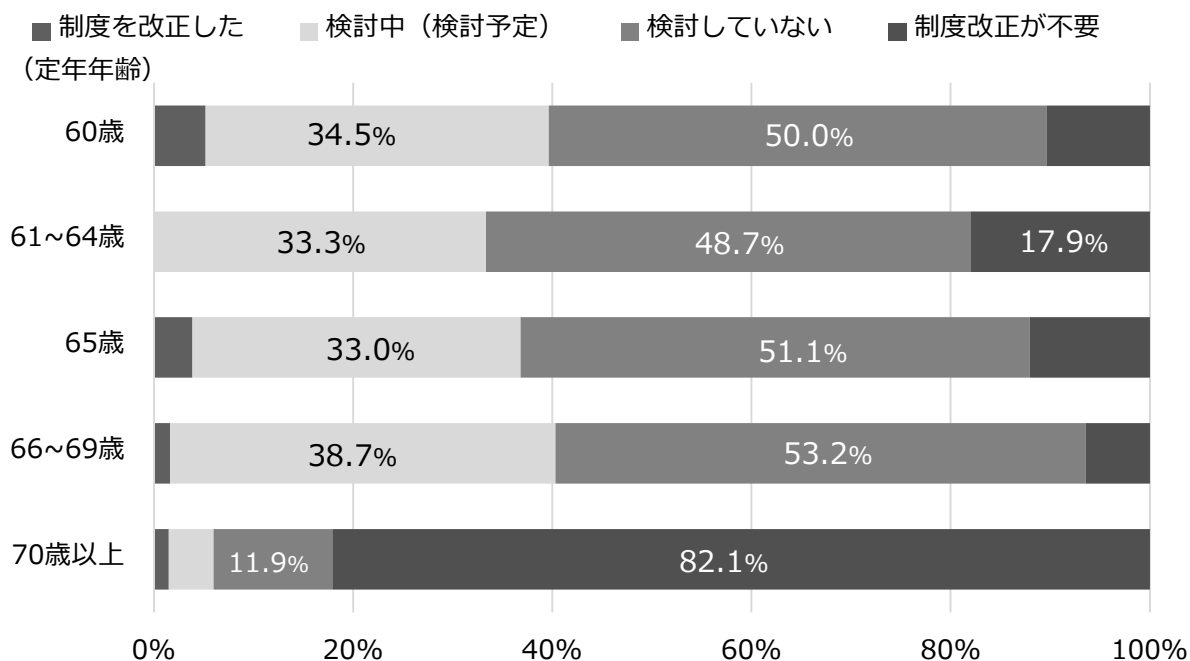
区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
制度を改正した	17 (3.6%)	1 (2.9%)	1 (1.1%)	19 (3.2%)
検討中(検討予定)	140 (29.9%)	14 (41.2%)	26 (29.9%)	180 (30.5%)
検討していない	212 (45.2%)	18 (52.9%)	45 (51.7%)	275 (46.6%)
制度改革は不要	100 (21.3%)	1 (2.9%)	15 (17.2%)	116 (19.7%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

【職員】

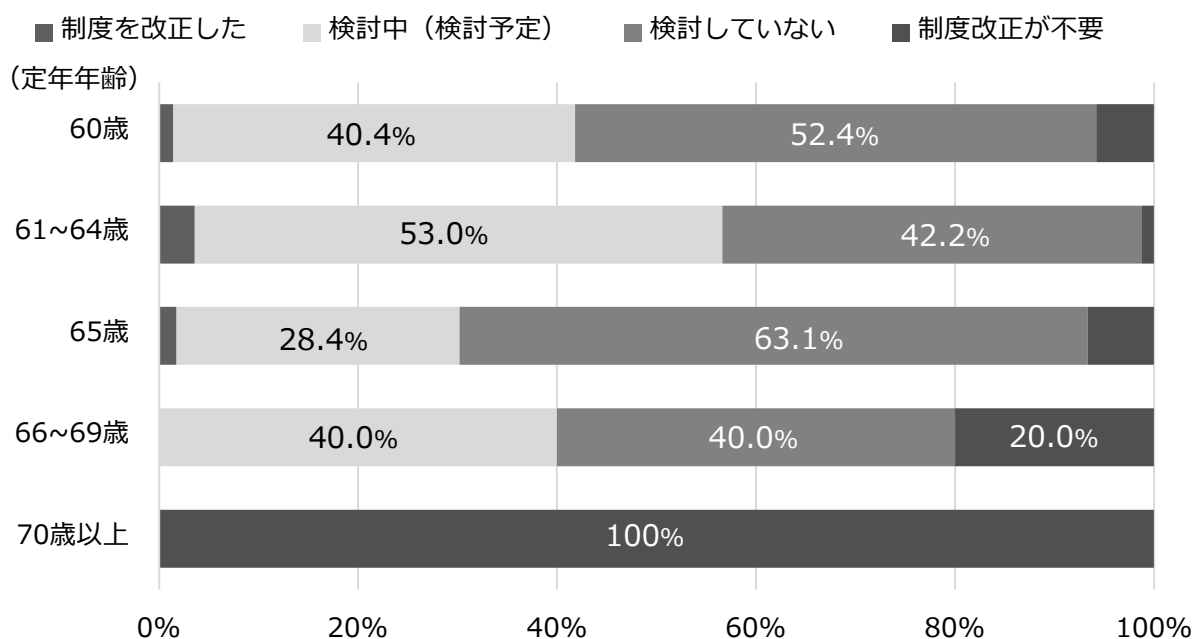
区分	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
制度を改正した	10 (2.1%)	1 (2.9%)	0 (0%)	11 (1.9%)
検討中(検討予定)	178 (38.0%)	16 (47.1%)	27 (31.0%)	221 (37.5%)
検討していない	258 (55.0%)	16 (47.1%)	49 (56.3%)	323 (54.7%)
制度改革は不要	23 (4.9%)	1 (2.9%)	11 (12.6%)	35 (5.9%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

グラフ Q5(1)-3 定年年齢別の制度改正の実施・検討状況（会員数の割合）

【教 員】



【職 員】



グラフ Q5(3) 制度改正の検討状況・内容（会員数の割合）

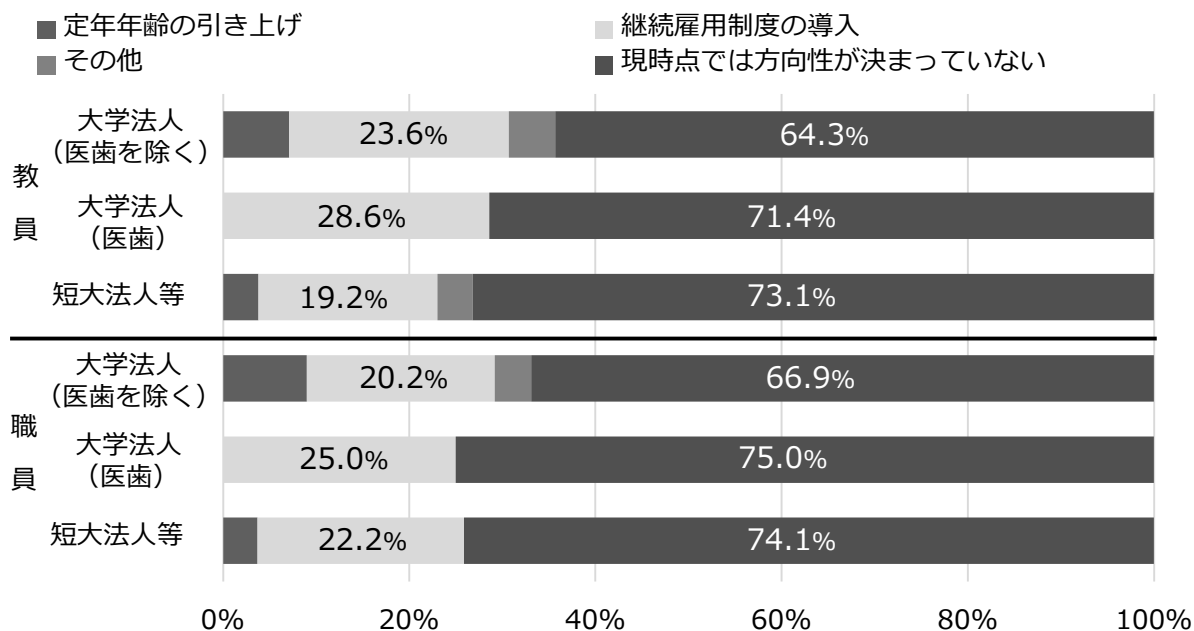


表 Q5(3) 制度改正の検討状況・内容

【教員】

区分	大学法人 （医歯を除く）	大学法人 （医歯）	短大法人等	合 計
定年年齢の引き上げ	10 (7.1%)	0 (0%)	1 (3.8%)	11 (6.1%)
継続雇用制度の導入	33 (23.6%)	4 (28.6%)	5 (19.2%)	42 (23.3%)
その他	7 (5.0%)	0 (0%)	1 (3.8%)	8 (4.4%)
方向性が決まっていない	90 (64.3%)	10 (71.4%)	19 (73.1%)	119 (66.1%)
合 計	140 (100%)	14 (100%)	26 (100%)	180 (100%)

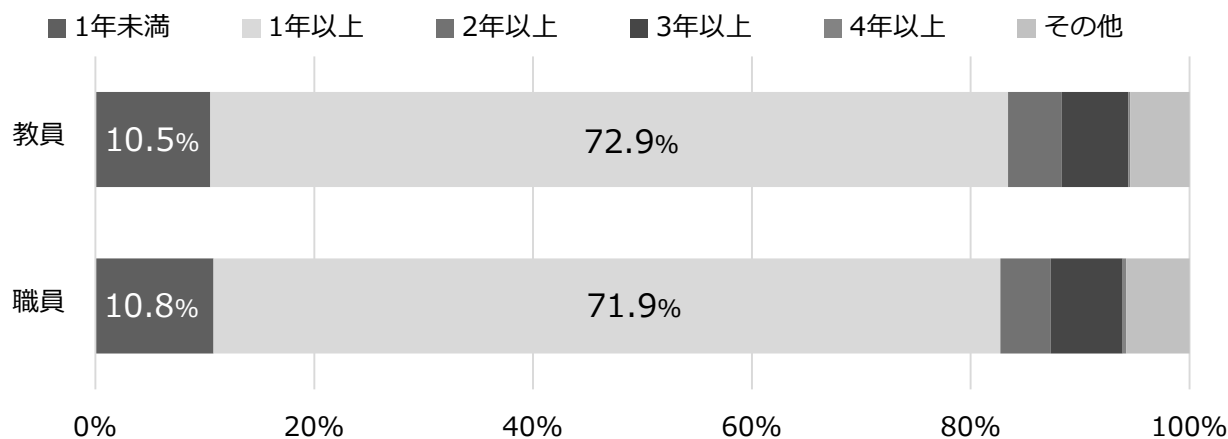
【職員】

区分	大学法人 （医歯を除く）	大学法人 （医歯）	短大法人等	合 計
定年年齢の引き上げ	16 (9.0%)	0 (0%)	1 (3.7%)	17 (7.7%)
継続雇用制度の導入	36 (20.2%)	4 (25.0%)	6 (22.2%)	46 (20.8%)
その他	7 (3.9%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (3.2%)
方向性が決まっていない	119 (66.9%)	12 (75.0%)	20 (74.1%)	151 (68.3%)
合 計	178 (100%)	16 (100%)	27 (100%)	221 (100%)

Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

退職金の支給対象となるために必要な在職期間は、全体では、教職員ともに「1年以上」の回答が7割を超えており、教員で430会員（72.9%）、職員で424会員（71.9%）だった。次いで多いのは「1年未満」で、教員で62会員（10.5%）、職員で64会員（10.8%）だった。学校法人種別ごとでは、「大学法人（医歯）」は教職員ともに「3年以上」が最も多かった。なお、「その他」の回答には、「退職事由により異なる」などの回答があった。

グラフ Q6-1 退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）



グラフ Q6-2 学校法人種別ごとの退職金の支給対象となるために必要な在職期間（会員数の割合）

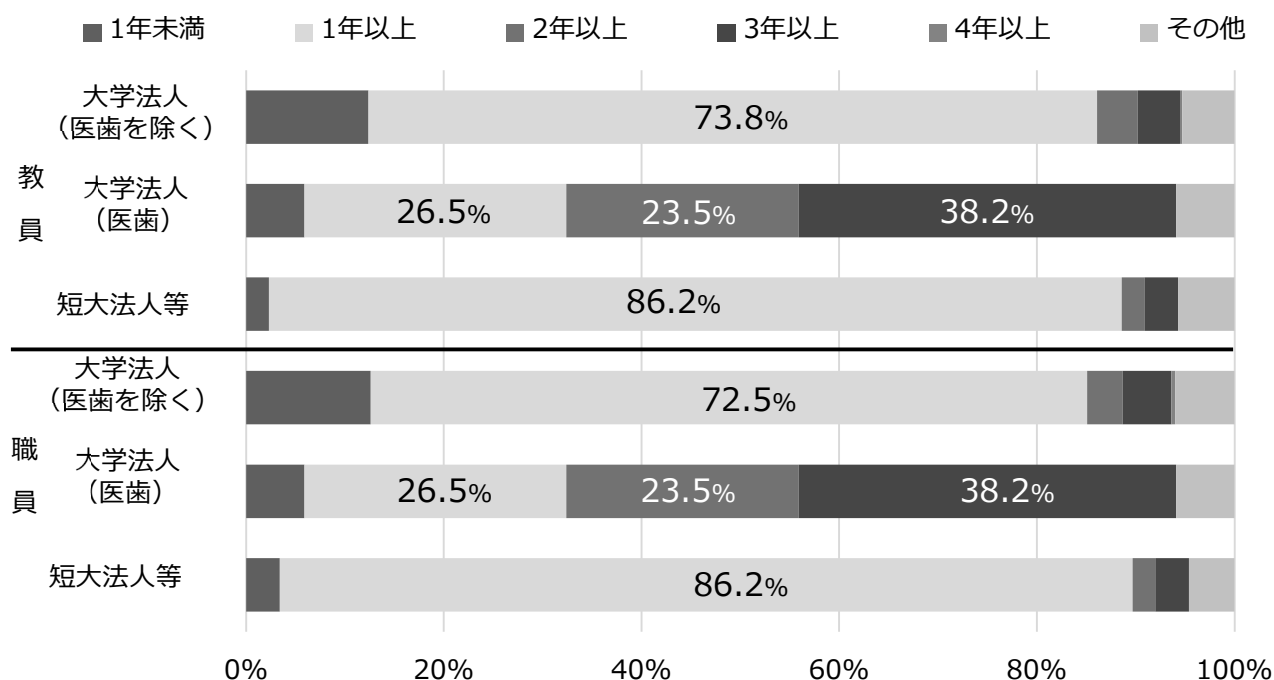


表 Q6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間

【教 員】

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	58 (12.4%)	2 (5.9%)	2 (2.3%)	62 (10.5%)
1年以上	346 (73.8%)	9 (26.5%)	75 (86.2%)	430 (72.9%)
2年以上	19 (4.1%)	8 (23.5%)	2 (2.3%)	29 (4.9%)
3年以上	20 (4.3%)	13 (38.2%)	3 (3.4%)	36 (6.1%)
4年以上	1 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.2%)
その他	25 (5.3%)	2 (5.9%)	5 (5.7%)	32 (5.4%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

【職 員】

必要な在職期間	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
1年未満	59 (12.6%)	2 (5.9%)	3 (3.4%)	64 (10.8%)
1年以上	340 (72.5%)	9 (26.5%)	75 (86.2%)	424 (71.9%)
2年以上	17 (3.6%)	8 (23.5%)	2 (2.3%)	27 (4.6%)
3年以上	23 (4.9%)	13 (38.2%)	3 (3.4%)	39 (6.6%)
4年以上	2 (0.4%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (0.3%)
その他	28 (6.0%)	2 (5.9%)	4 (4.6%)	34 (5.8%)
合 計	469 (100%)	34 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

Q7 退職金の算定方法

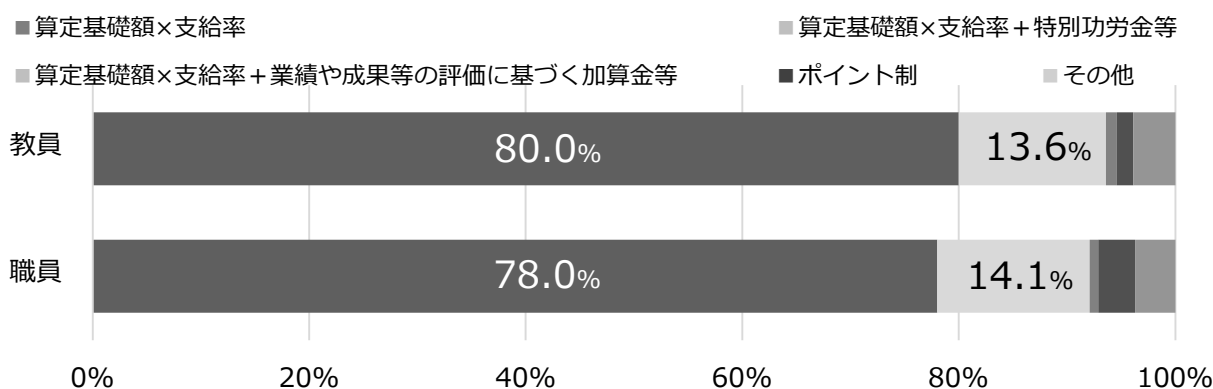
退職金の算定方法は、教職員ともに「退職金算定基礎額×支給率」が約8割であった。

一方、「退職金算定基礎額×支給率＋特別功労金等」と回答した会員が、教員は80会員（13.6%）、職員は83会員（14.1%）であった。

また、業績等の評価を反映するものとして、「退職金算定基礎額×支給率＋業績や成果等の評価に基づく加算金等」と回答した維持会員と、「ポイント制」と回答した会員を合わせると、教員で15会員（2.5%）、職員で25会員（4.2%）と、昨年度とほぼ変化はなかった。

なお、「その他」の回答には、「複数の算定方法を設定し、併用している」などの回答があった。

グラフ Q7-1 退職金の算定方法（会員数の割合）



グラフ Q7-2 学校法人種別ごとの退職金の算定方法（会員数の割合）

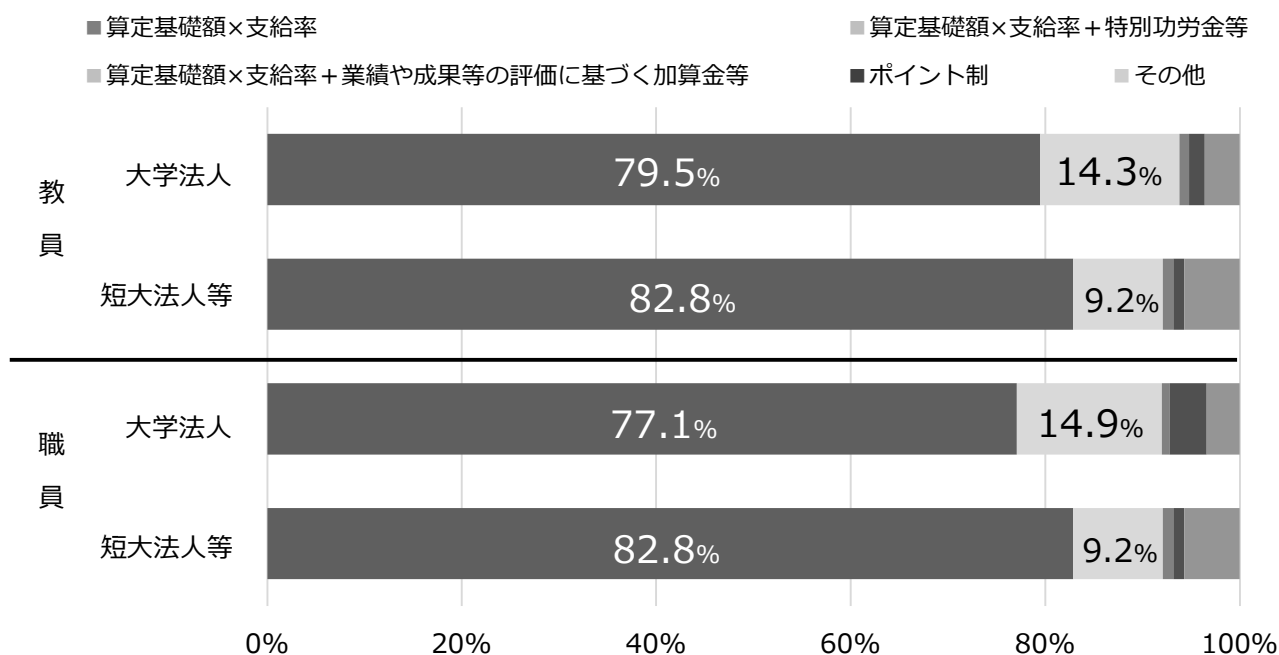


表 Q7 退職金の算定方法

【教 員】

退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	400 (79.5%)	72 (82.8%)	472 (80.0%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	72 (14.3%)	8 (9.2%)	80 (13.6%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	5 (1.0%)	1 (1.1%)	6 (1.0%)
ポイント制	8 (1.6%)	1 (1.1%)	9 (1.5%)
その他	18 (3.6%)	5 (5.7%)	23 (3.9%)
合 計	503 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

【職 員】

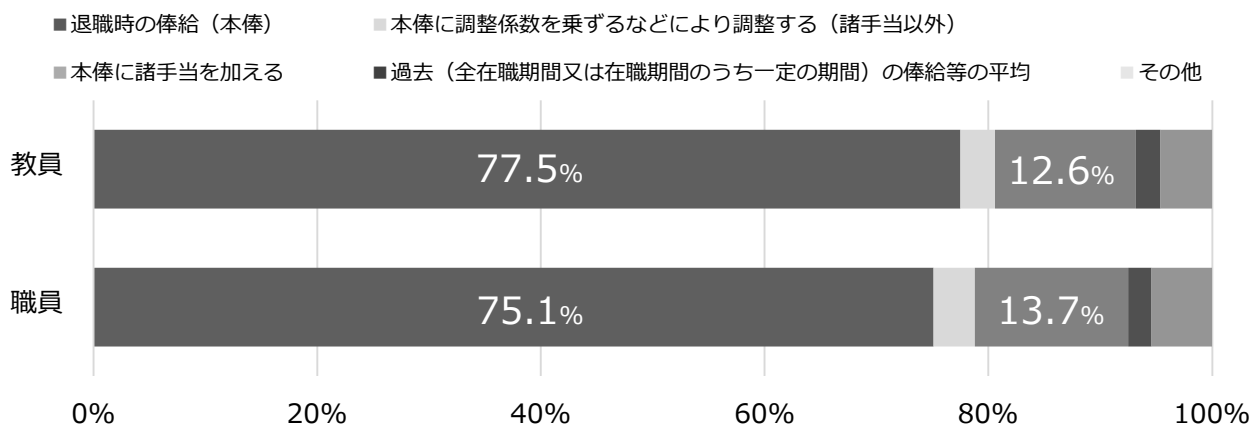
退職金の算定方法	大学法人	短大法人等	合 計
算定基礎額×支給率	388 (77.1%)	72 (82.8%)	460 (78.0%)
算定基礎額×支給率+特別功労金等	75 (14.9%)	8 (9.2%)	83 (14.1%)
算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等	4 (0.8%)	1 (1.1%)	5 (0.8%)
ポイント制	19 (3.8%)	1 (1.1%)	20 (3.4%)
その他	17 (3.4%)	5 (5.7%)	22 (3.7%)
合 計	503 (100%)	87 (100%)	590 (100%)

Q8 退職金の算定基礎額（Q7において「ポイント制」と回答した会員を除く）

退職金算定の基礎としている俸給の月額は、教職員ともに「退職時の俸給（本俸）」とする会員が最も多く、教員で450会員（77.5%）、職員で428会員（75.1%）だった。次いで多いのが「本俸に諸手当を加える」とする会員で、教員で73会員（12.6%）、職員で78会員（13.7%）だった。

なお、「その他」の回答には、「在職中の最高俸給月額」、「退職時に適用されている退職金財団の標準俸給月額」などの回答があった。

グラフ Q8-1 退職金の算定基礎額（会員数の割合）



グラフ Q8-2 学校法人種別ごとの退職金の算定基礎額（会員数の割合）

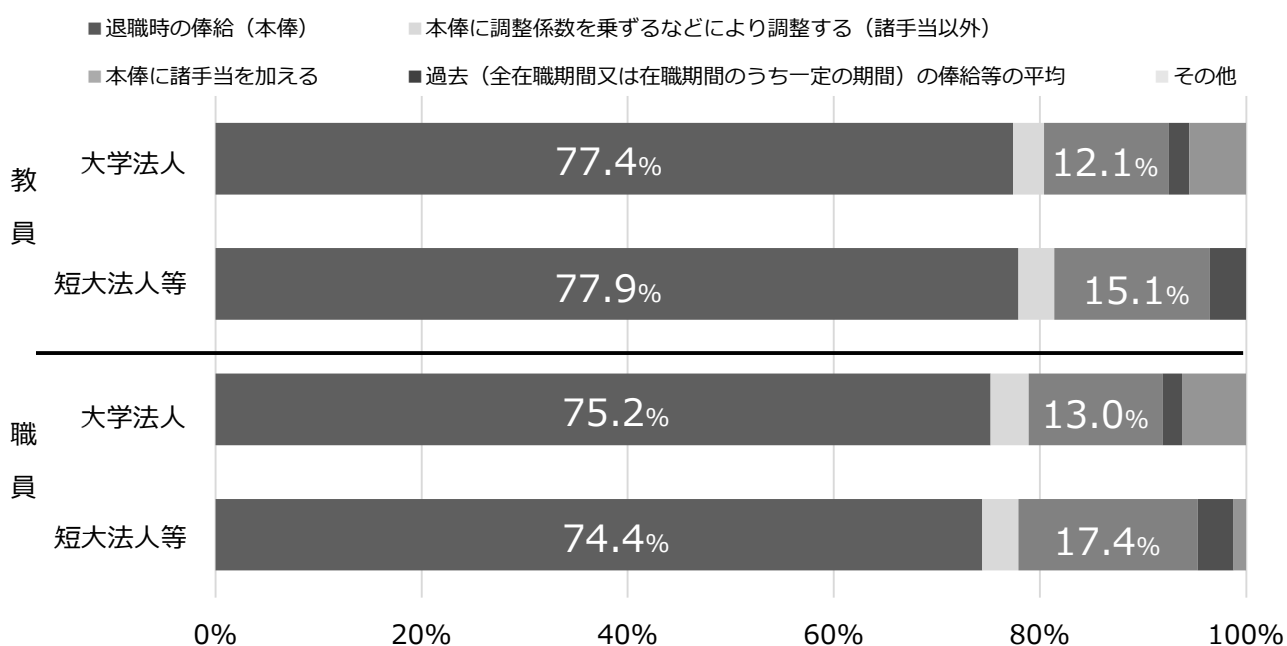


表 Q8 退職金の算定基礎額

【教 員】

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	383 (77.4%)	67 (77.9%)	450 (77.5%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	15 (3.0%)	3 (3.5%)	18 (3.1%)
本俸に諸手当を加える	60 (12.1%)	13 (15.1%)	73 (12.6%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の 俸給等の平均	10 (2.0%)	3 (3.5%)	13 (2.2%)
その他	27 (5.5%)	0 (0%)	27 (4.6%)
合 計	495 (100%)	86 (100%)	581 (100%)

【職 員】

退職金の算定基礎額	大学法人	短大法人等	合 計
退職時の俸給（本俸）	364 (75.2%)	64 (74.4%)	428 (75.1%)
本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（手当以外）	18 (3.7%)	3 (3.5%)	21 (3.7%)
本俸に諸手当を加える	63 (13.0%)	15 (17.4%)	78 (13.7%)
過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の 俸給等の平均	9 (1.9%)	3 (3.5%)	12 (2.1%)
その他	30 (6.2%)	1 (1.2%)	31 (5.4%)
合 計	484 (100%)	86 (100%)	570 (100%)

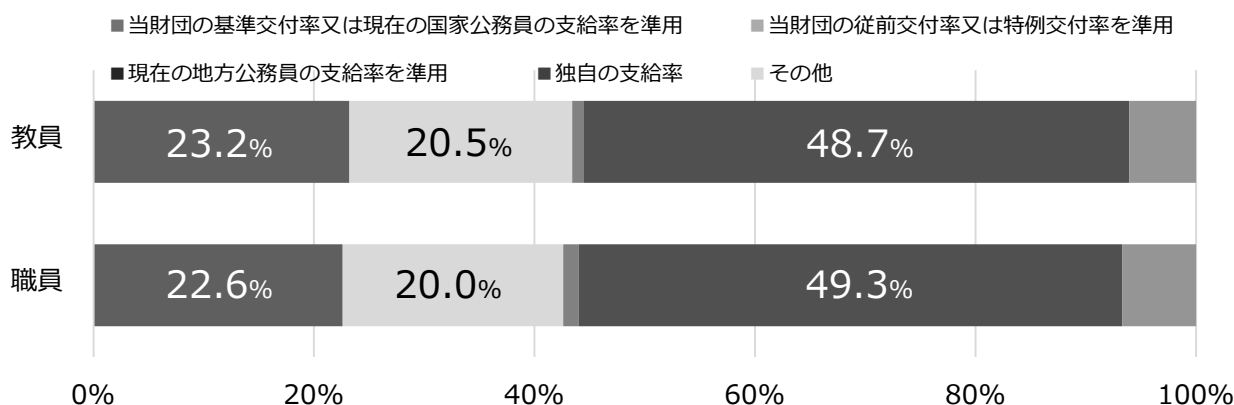
Q9 退職金の支給率の基準（Q7において「ポイント制」と回答した会員を除く）

退職金の計算に使用する支給率は何を基準として定めているかについて、教職員ともに「独自の支給率」とした会員が約半数となり、教員では 283 会員（48.7%）、職員では 281 会員（49.3%）だった。

学校法人種別ごとに見ると、大学法人では「独自の支給率」とする会員が多く、短大法人等では「当財団の基準交付率又は現行の国家公務員の支給率を準用」とする会員が多かった。

なお、「その他」では「過去の国家公務員（又は地方公務員）の支給率を準用」などの回答があった。

グラフ Q9-1 退職金の支給率の基準（会員数の割合）



グラフ Q9-2 学校法人種別ごとの退職金の支給率の基準（会員数の割合）

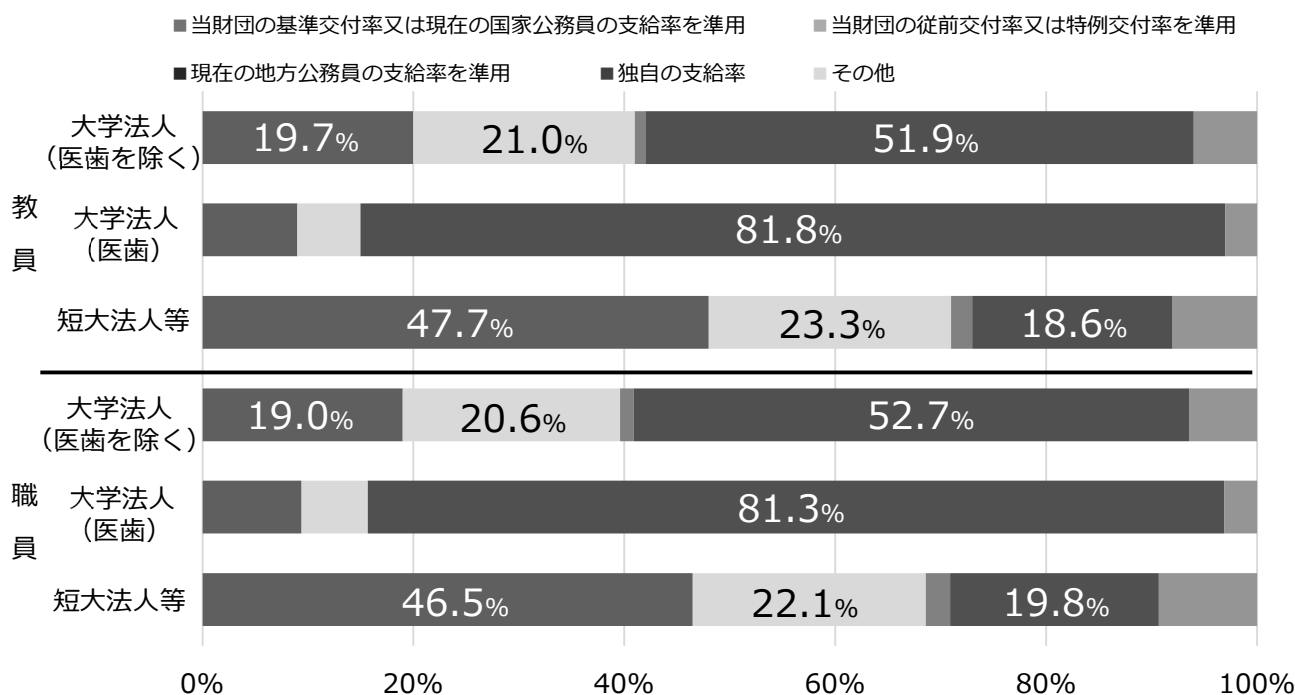


表 Q9 退職金の支給率の基準

【教 員】

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	91 (19.7%)	3 (9.1%)	41 (47.7%)	135 (23.2%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	97 (21.0%)	2 (6.1%)	20 (23.3%)	119 (20.5%)
現在の地方公務員の支給率を準用	5 (1.1%)	0 (0%)	2 (2.3%)	7 (1.2%)
独自の支給率	240 (51.9%)	27 (81.8%)	16 (18.6%)	283 (48.7%)
その他	29 (6.3%)	1 (3.0%)	7 (8.1%)	37 (6.4%)
合 計	462 (100%)	33 (100%)	86 (100%)	581 (100%)

【職 員】

退職金の支給率の基準	大学法人 (医歯を除く)	大学法人 (医歯)	短大法人等	合 計
当財団の基準交付率又は 現在の国家公務員の支給率を準用	86 (19.0%)	3 (9.4%)	40 (46.5%)	129 (22.6%)
当財団の従前交付率又は 特例交付率を準用	93 (20.6%)	2 (6.3%)	19 (22.1%)	114 (20.0%)
現在の地方公務員の支給率を準用	6 (1.3%)	0 (0%)	2 (2.3%)	8 (1.4%)
独自の支給率	238 (52.7%)	26 (81.3%)	17 (19.8%)	281 (49.3%)
その他	29 (6.4%)	1 (3.1%)	8 (9.3%)	38 (6.7%)
合 計	452 (100%)	32 (100%)	86 (100%)	570 (100%)

(参 考)

令和 5(2023)年度 退職金等に関する実態調査票

令和 5(2023)年度 退職金等に関する実態調査票

全ての設問にご回答ください。

<調査の回答方法及び回答期限>

・ 事務担当者専用ページから、10月13日（金）までにご回答ください。

<調査票への記入方法>

- ・ 選択肢がある設問は、回答欄に番号を記入してください。
- ・ **記述** マークの部分は、回答内容を表の中にご記入ください。
- ・ 「その他」と回答した場合には、「その他記載欄」に内容をご記入ください。

維持会員基本事項（全ての項目に必ずご記入ください）

会 員 番 号							維 持 会 員 名	
回 答 記 入 者 所 属 部 課 名							回 答 記 入 者 氏 名	
入 学 定 員 数	名							

(注) 入学定員数について

- ・ 令和5年度における大学、大学院、専門職大学、短期大学、高等専門学校の各入学定員数を合計した人数をご記入ください（収容定員数ではありません）。
- ・ 全学部、学科が対象ですが、学生募集を停止した学部、学科は除いてください。
- ・ 別科、通信教育課程、編入学定員は除いてください。

チェック欄	学校法人種別（該当するいずれかの項目のチェック欄にチェックをつけてください）
☐	1 大学、大学院大学、専門職大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置していない</u> ）
☐	2 大学、大学院大学、専門職大学を設置している（医学部、歯学部を <u>設置している</u> ）
☐	3 短期大学、高等専門学校を設置している（大学、大学院大学、専門職大学を <u>設置していない</u> ）

(注) 大学、大学院大学、専門職大学を設置しており、併せて短期大学、高等専門学校を設置している学校法人は、1又は2としてください。

— 調査は次のページから —

当財団への登録教職員について

- Q 1 大学、短期大学、高等専門学校及び法人本部に所属し、学校法人の退職金規程等に基づき退職金を支給する対象となる教員・職員（以下「教職員」という。）の人数（令和 5 年 5 月 1 日現在。高校以下を除き、休職者を含む。）と、そのうち当財団へ登録している人数を教職員別にお答えください。

（注）「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）の施行に伴い、令和 5 年 4 月 1 日以降、非正規職員を退職金支給の対象とした場合、当該非正規職員は退職金を支給する対象となる教職員の人数から除外してください。

記 述		
区 分	退職金を支給する対象となる人数	左のうち、当財団へ登録している人数
教 員	人	人
職 員	人	人

退職給与引当金及び退職給与引当特定資産について

- Q 2 令和 4 年度の決算における学校法人全体の退職給与引当金と退職給与引当特定資産（引当特定預金等）の金額をお答えください。

なお、金額は貸借対照表に記載の金額をご記入ください。

記 述	
退職給与引当金	退職給与引当特定資産
円	円

定年制度について

- Q 3 教職員の定年年齢を教職員別にお答えください。
定年年齢が複数設定されている場合には、適用者が最も多い年齢を記入してください。
なお、定年制がない、又は定年制を適用する教職員がいない場合には、「0 歳」と記入してください。

記 述	
区 分	定年年齢
教 員	歳
職 員	歳

Q4 定年退職後の継続雇用制度について、お答えください。

(1) 定年退職後の継続雇用制度を設けていますか。また、制度を設けている場合、令和5年5月1日現在、継続雇用制度を適用されている人数は何名ですか。教職員別にお答えください。

- ① 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としている）
- ② 継続雇用制度を設けている（退職金の支給対象としていない）
- ③ 継続雇用制度を設けていない
- ④ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	継続雇用を適用 されている人数	その他記載欄
教 員		人	
職 員		人	

⇒ ①の場合は(2)及び(3)へ、②の場合は(3)へ、それ以外はQ5へ進んでください。

(2) 継続雇用制度の適用者に対する退職金は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 採用から継続雇用期間の終了まで通算した在職期間による支給率を適用し、退職金を支給する
- ② 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間による支給率」を適用し、退職金を別途支給する
- ③ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「継続雇用期間に応じた定額の退職金」を別途支給する
- ④ 継続雇用期間は在職期間を通算せず、「役割や勤務成績等を勘案し、個人別に異なる定額の退職金」を別途支給する
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

(3) 継続雇用制度の種類は、以下のいずれに該当しますか。教職員別にお答えください。

- ① 勤務延長制度（定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度）
- ② 再雇用制度（定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度）
- ③ 勤務延長制度と再雇用制度の併用（役職など、各制度の適用要件をご記入ください）

区 分	回答番号	適用要件の記載欄
教 員		勤務延長制度： 再雇用制度：
職 員		勤務延長制度： 再雇用制度：

高齢者就業確保措置について（70 歳までの就業機会の確保（努力義務））

Q 5 高齢者就業確保措置*の対応について、お答えください。

*この設問における「高齢者就業確保措置」とは、令和 3 年 4 月 1 日に改正法が施行された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、事業主に対し 70 歳までの就業機会を確保する努力義務が課せられたものを指します。

（1）令和 3 年の法律改正を受けて、70 歳までの就業確保措置としての制度改正の実施または検討状況を教職員別にご回答ください。

- ① 制度を改正した
- ② 検討中（検討予定）
- ③ 検討していない
- ④ 法律改正前より継続雇用制度で対応可、定年年齢を 70 歳としている等、制度改正が不要

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

⇒ ①の場合は（2）へ、②の場合は（3）へ、それ以外の場合はQ 6へ進んでください。

（2）実施した制度改正の具体的な内容を教職員別に記入してください。

例）定年年齢を引き上げた、再雇用制度を導入した 等

記 述	
区 分	回答内容
教 員	
職 員	

（3）検討状況・内容（方向性も含む）について教職員別にお答えください。

- ① 定年年齢の引き上げ
- ② 継続雇用制度の導入（既存の継続雇用制度により対応）
- ③ その他
- ④ 現時点では方向性が決まっていない

区 分	回答番号
教 員	
職 員	

退職金制度について

Q 6 退職金の支給対象となるために必要な在職期間を教職員別にお答えください。

- ① 1年未満 ② 1年以上 ③ 2年以上
④ 3年以上 ⑤ 4年以上 ⑥ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 7 退職金の算定方法を教職員別にお答えください。

- ① 退職金算定基礎額×支給率
② 退職金算定基礎額×支給率+特別功労金等^(注1)
③ 退職金算定基礎額×支給率+業績や成果等の評価に基づく加算金等
④ ポイント制^(注2)
⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

（注1）「特別功労金等」とは、長年にわたる精勤や役職としての職務遂行などの功労に対して付与するもの。

（注2）「ポイント制」とは、業績・成果・貢献度・勤続年数などの評価要素を点数化したものを教職員が退職するまで一定期間ごとに付与し、退職時にそれまで付与された累積点数に1点当たりの単価を乗じて得られた金額を退職金とする方法のこと。

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

⇒ ④の場合は、調査は終了です。6 ページのアンケートにご協力ください。

Q 8 退職金算定の基礎としている俸給の月額（当財団に届け出る俸給月額）を教職員別にお答えください。

- ① 退職時の俸給（本俸）
② 本俸に調整係数を乗ずるなどにより調整する（諸手当以外）
③ 本俸に諸手当を加える
④ 過去（全在職期間又は在職期間のうち一定の期間）の俸給等の平均
⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

Q 9 退職金の支給率は何を基準として定めていますか。教職員別にお答えください。

- ① 当財団の基準交付率又は現在の国家公務員の支給率を準用
- ② 当財団の従前交付率又は特例交付率を準用
- ③ 現在の地方公務員の支給率を準用
- ④ 独自の支給率
- ⑤ その他（その他記載欄にご記入ください）

区 分	回答番号	その他記載欄
教 員		
職 員		

最後に、今後調査を希望する内容や当調査への期待などがございましたら、ご自由にご記入ください。

記入欄

— 調査は以上です。ご協力ありがとうございました。 —

令和 5(2023)年度 退職金等に関する実態調査報告書

令和 5 (2023) 年 12 月 20 日

発 行：公益財団法人私立大学退職金財団

住 所：〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25 私学会館別館 10 階

TEL：03 - 3234 - 3361 (代表)

FAX：03 - 3234 - 3365

<https://www.shidai-tai.or.jp>

禁無断転載・転用